65歳以上のみなさんへ

平成28年度の介護保険料が決まります

納め方は特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます

特別徴収(年金天引き)

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されて いる人は、原則年金から天引きされます。

既に、4月、6月、8月_(*)は、仮徴収していますので、今 回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10 月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きします。

なお、年度途中で65歳になられた人、佐賀中部広域外から 転入された人などはおおむね6か月後から年金天引き開始と なります。

※8月の保険料額が変わる場合もあります。

普通徴収(納付書・口座振替)

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の人、年金 を受給されていない人、老齢福祉年金などを受給されている 人などは、納付書または口座振替で納付します。

すでに、4月から7月(仮徴収額)は仮算定していますので、 今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、 8月から3月の8回に分けて納付します。

納付には納付書のほか便利な口座振替もありますので、ぜ ひご利用ください。なお、すでに口座振替を利用の人は引き 続き、口座からの引き落としとなります。

は普通徴収(納付書・口座 す。 ます。 仮算定により徴収していま 度の介護保険料は、 振替)で佐賀中部広域連合 へ納付するようになってい 65歳以上の人の平成27年 6月に確定した住民税 現在は

す。40歳から44歳までの人 り納付の方法が異なりま を決定します。

介護保険料は、年齢に

平成28年度の介護保険料

は加入の医療保険と合わせ

別徴収

(年金天引き)

また

て納付、

65歳以上の人は特

の課税状況などに基づき、

平成28年度の年額保険料を 決定します。

は7月下旬頃に送付されま 決定した保険料の通知書 リーフレットを同封していま 28年度保険料の納入通知書に ください。 すので、減免要件を確認して 7月下旬頃に送付する平成

対象者 する人) (次のすべてに該当

◎平成28年度の介護保険料 3段階の人 段階が第2段階または第

◎平成27年中のすべての収 ◎住民税課税者と生計をと 帯員がひとり増えるごと 入が88万円以下の人(世 に41万円加算)

◎世帯全員の預貯金の合計 含む) 課税者に扶養されていな もにしておらず、住民税 が180万円以下の人 い人(健康保険の扶養も

申請および問い合わせ 佐賀中部広域連合 業務課

◎居住用以外の活用できる

₹75 16033

福祉課 地域包括支援係

保険の返戻金等も含む)

(預貯金には、国債・生命

不動産がない人

申請月以降の保険料を第1 ては決定後、通知します。 減免が承認された場合は、 審査を行い、結果につい

◎印鑑 国債証書等

月下旬から介護保険料の **減免申請の受付を始**めます

申請に必要な書類

◎7月下旬頃に送付した诵

段階と同額の保険料に減額 月にさかのぼって保険料を に申請された場合に限り4 ます。ただし8月末まで 福祉課 地域包括支援係 ▶問い合わせ **☎**75−6033

減額します。





◎預金通帳、生命保険証書

◎健康保険証

泉徴収票等



◎平成27年中の収入がわか

る書類(年金・

給与の